

諮問日：平成28年12月15日（平成28年度（情）諮問第15号）

答申日：平成29年2月24日（平成28年度（情）答申第20号）

件名：特定の裁判官の退官願の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の裁判官の退職願の開示の申出に対し、当該裁判官の退官願（以下「本件対象文書」）の一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件対象文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官（以下「原判断庁」という。）が平成28年11月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書に記録されている情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号ロに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に相当するので、原判断庁は、法の解釈を誤っている。苦情申出人は、当該裁判官の不当判断により生活と財産に被害を受けている。当該裁判官が死刑判断をしたのであれば、その辞任理由の情報開示には公益性が十分にある。

退官理由はともかく、氏名は公表されているはずである。仮に署名や押印が開示できないのであれば、ある程度の判読ができる範囲内で一部のみの情報開示とすれば問題ない。

また、苦情申出人は、再審請求の理由・根拠として本件開示申出をしている

ので、原判断により、憲法32条で保障される裁判を受ける権利を侵害されているので、原判断は、憲法違反である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

- 1 本件対象文書には、退官願を作成した裁判官の個人に関する情報が記載されており、裁判官の氏名等の記述があることから、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により文書全体として個人識別情報（法5条1号）に相当するものであるが、当該裁判官が依願退官したことは官報等により公にされているため、本件対象文書のうち、「退官願」、「内閣総理大臣殿」、「大阪高等裁判所」及び「判事」の記載については、法5条1号ただし書イに相当する情報と認められる。

なお、本件対象文書のうち、署名及び押印の記載については、当該裁判官の氏名は官報等によって公にされているものの、署名及び押印の固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、これらを公にすると偽造され悪用されるなどして個人の権利利益を害するおそれがあるから、これらの記載が公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えず、同号ただし書イには相当しない。

また、本件対象文書のうち不開示とした情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは到底言えないことから、法5条1号ただし書ロに相当しないものであり、同号ただし書ハに相当する事情も見当たらない。

さらに、本件対象文書のうち不開示とした情報につき、取扱要綱記第4に定める公益上の理由による開示を相当とすべき事情もない。

- 2 したがって、本件対象文書のうち、法5条1号に基づき一部を不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年12月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 平成29年1月23日 審議
- ⑤ 同年2月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書は、特定の裁判官が内閣総理大臣に宛てて作成した「退官願」と題する書面である。原判断においては、「退官願」との表示、「内閣総理大臣殿」との宛先、「大阪高等裁判所判事」及び「判事」との当該裁判官の所属及び肩書に係る記載を開示し、作成年月日、当該裁判官の署名及び押印並びに退官願の理由を記載した部分を不開示としている。

最高裁判所事務総長の説明によれば、本件対象文書全体の情報が法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると判断した上で、官報等により公にされている部分については、法5条1号ただし書イに相当するものとして開示し、その余の部分は不開示としたとのことである。また、当該裁判官の氏名は公表されているものの、本件対象文書には、氏名が自署されていることから、押印と併せて、これを公にすると個人の権利利益を侵害するおそれがあるものとして、不開示としたとのことである。

- 2 本件対象文書は、当該裁判官が退官することを願い出る旨が記載されたものであり、そこには氏名が表示されているから、文書全体として、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報（個人識別情報）に相当すると認められる。また、裁判官の退官については、退官の日、所属及び肩書並びに氏名が官報で公告される上、裁判官の任免は、内閣総理大臣が行う（裁判所法40条1項）ことから、「退官願」と題する書面が作成されたこと、それが「内閣総理大臣殿」との宛名であること並びに当

該裁判官の所属及び肩書は、法5条1号ただし書イに規定する慣行として公にされている情報に相当すると認められる。

他方で、本件対象文書を作成した年月日及び退官を願い出る理由については、官報等により公表されているものではないから、法5条1号ただし書イに相当するものではない。また、当該裁判官の氏名は、公表されているものの、本件対象文書には、それが自署及び押印されているというのであって、これらの自署及び押印は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、これらを公にすると偽造され悪用されるなどして個人の権利利益を害するおそれがあると認められるから、これらも慣行として公にされているものとはいえない。よって、これらの情報は、法5条1号ただし書イに相当するものではなく、これらの情報が同号ただし書ロ又はハに相当するとも認められない。また、苦情申出人は、本件対象文書について、取扱要綱記第4に定める公益上の理由による開示をすべきであるなどと主張するが、公益上の理由による開示を相当とする事情は見当たらない。

したがって、本件対象文書のうち、「退官願」との標題、「内閣総理大臣殿」との宛先並びに「大阪高等裁判所判事」及び「判事」との当該裁判官の所属及び肩書に係る記載は開示すべきであるが、作成年月日、当該裁判官の署名及び押印並びに退官願の理由を記載した部分は不開示とすべきものである。

なお、苦情申出人は、自署及び押印については、その一部を不開示とすれば足りると主張するが、自署及び押印がそれぞれ個人識別情報として不開示とすべきものであることからすれば、その全部を不開示としたことは相当である。

- 3 以上のとおりであるから、本件対象文書の一部について、法5条1号に規定する不開示情報に相当する情報が記録されているとして、取扱要綱記第2の2に基づき当該部分を不開示とした原判断については、その不開示とした部分がいずれも不開示情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人